

台湾の世界保健機関（WHO）への参加を求める意見書（案）

国際化の進展に伴い、国境を越える人やモノの流れが加速する中で、今般の新型コロナウイルス感染症は、世界的な感染拡大（パンデミック）を引き起こし、国や地域を越えた人類全体に対する脅威となっている。そのような中、台湾は、新型コロナウイルス感染症の発生直後から、検疫体制の強化や感染症指揮センターの設置のほか、マスクの生産増強や流通管理などを先駆的に実践してきており、こうした迅速な取り組みによる成果は世界が注目するところになっている。

しかしながら、2009年以降8年連続でWHO年次総会にオブザーバーとして参加し、保健衛生分野において国際貢献してきた台湾が、2017年以降参加できておらず、国際的な公衆衛生・防疫体制を構築する上で、看過することができない地理的空白が生じていると言わざるを得ない。

WHO憲章は「人権、宗教、政治的信念又は経済的若しくは社会的条件によって差別されることなく、到達し得る最高水準の健康を享有することは、万人に保障される基本的人権のひとつである」とうたっている。この崇高な理念に照らしても、新型コロナウイルスの封じ込めに成功し、保健衛生分野での豊富な知見と経験を有する台湾のWHO参加は妨げられてはならない。

以上のことから、参加支持を表明している関係各国・地域と連携し、台湾のWHO参加実現に向けて、加盟国及び同機関への働きかけをこれまで以上に強化することを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年10月6日

福井県議会